

河整審 第 13 号  
令和 5 年 12 月 20 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府河川整備審議会  
会長 里深 好文

河川整備の建設事業の評価について（答申）

令和 5 年 7 月 3 日付け河整第 1234 号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

1 佐野川水系の河川整備の事業評価について

審議の結果、本審議会に提出された資料と説明の範囲において、府の対応方針（案）は適切であると判断した。

【府の対応方針（案）：事業継続】

2 大津川水系牛滝川の河川整備の事業評価について

審議の結果、本審議会に提出された資料と説明の範囲において、府の対応方針（案）は適切であると判断した。

【府の対応方針（案）：事業継続】

3 大和川水系西除川ブロック西除川の河川整備の事業評価について

審議の結果、本審議会に提出された資料と説明の範囲において、府の対応方針（案）は適切であると判断した。

【府の対応方針（案）：事業継続】

4 石津川水系石津川の河川整備の事業評価について

審議の結果、本審議会に提出された資料と説明の範囲において、府の対応方針（案）は適切であると判断した。

**【府の対応方針（案）：事業継続】**

5 大和川水系石川ブロック飛鳥川、梅川、天見川の河川整備の事業評価について

審議の結果、本審議会に提出された資料と説明の範囲において、府の対応方針（案）は適切であると判断した。

**【府の対応方針（案）：事業継続】**